

第 6 回 宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 次 第

1. 日 時 昭和 5 6 年 3 月 2 5 日（水）
午後 2 時～ 4 時
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 宇宙開発に関する基本計画について
4. 資 料

委－ 6 － 1 第 5 回 宇宙開発委員会（定例会議）

議事要旨（案）

委－ 6 － 2 宇宙開発に関する基本計画について
（5 6 研 第 3 9 号）

委－ 6 － 3 宇宙開発に関する基本計画について
（案）

委-6-1

第5回 宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 要 旨 （案）

1. 日 時 昭和56年3月18日（水）
午後2時～2時15分
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 宇宙開発計画の見直しについて
4. 資 料

委-5-1 第4回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨（案）

委-5-2 宇宙開発計画（案）

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

吉 識 雅 夫

“ 委員

斎 藤 成 文

“ “

井 上 啓 次 郎

“ “

大 塚 茂

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長

勝 谷 保

“ 長官官房審議官

神 津 信 男

文部省学術国際局審議官

大 崎 仁

（代理：横山）

通商産業省機械情報産業局次長

小 長 啓 一

（代理：吉田）

運輸省大臣官房審議官

西 村 康 雄

（代理：黒部）

運輸省気象庁総務部長

森 雅 史

（代理：山田）

郵政省電波監理局審議官

三 浦 一 郎

（代理：木原）

“ “ 宇宙通信開発課
事務局

九 里 茂

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

吉 村 晴 光

“ “ 宇宙国際課長

佐 藤 允 克

“ “ 宇宙開発課長

高 木 宏 明

他

6. 議 事

(1) 前回議事要旨の確認

第4回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨案（資料委-5-1）が確認された。

(2) 宇宙開発計画の見直しについて

事務局より、資料委-5-2に基づき説明が行われ、以下の質疑応答ののち、宇宙開発計画が原案どおり決定された。

井上：この宇宙開発計画は、昭和56年度予算を前提に策定されているが、昭和57年度以降の事業とはどのような関係にあるのか。

事務局：宇宙開発計画の中で、昭和57年度以降も引続き開発が予定されているプログラムは、目標年度が設定されていることから明らかなように、一連の継続的事業としてとらえられており、この意味において、今後新たに出てくるものを除いて、関係機関は、昭和57年度以降も、この宇宙開発計画に従った開発等を進めることになる。



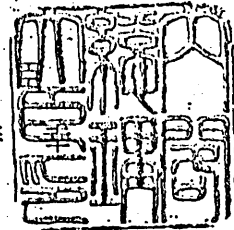
委-6-2

56研第39号
昭和56年3月24日

宇宙開発委員会委員長

中 川 一 郎 殿

内閣総理大臣
鈴木 善



宇宙開発に関する基本計画について

標記の件について、別紙のとおり定めたく、宇宙開発事業団法（昭和44年法律第50号）第24条に規定する貴委員会の議決を要請する。

別 紙

宇宙開発に関する基本計画

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

我が国の宇宙開発は、内外における宇宙開発の現状、今後の見通し等を踏まえ、次により総合的かつ計画的に推進することとし、関係各界の総力を挙げて、これに取り組むこととする。

- 1 開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和56年3月18日決定）に基づいて行う。
- 2 開発体制については、宇宙開発委員会における重要施策の企画調整の一層の推進を図る。また、関係各機関は、宇宙開発委員会の方針に沿って、その分担と役割に応じ、相互の協力を緊密化しつつ研究及び開発を進める。

3 開発を進めるに当たっては、進捗よく状況の把握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行うとともに、特に資金の効率的な運用に配慮する。その際、実験用静止通信衛星の打上げ結果を始めとするこれまでの開発経験を十分反映させるものとする。

(案)

委-6-3

5.6 宇宙委第 1 号
昭和 56 年 3 月 日

内閣総理大臣

鈴木 善 幸 殿

宇宙開発委員会委員長

中 川 一 郎

宇宙開発に関する基本計画について

昭和 56 年 3 月 24 日付け 5.6 研第 39 号をもつて、議決の要請のあつた標記の件について、別添のとおり議決したので、報告する。

宇宙開発に関する基本計画について

昭和56年3月25日
宇宙開発委員会
議 決

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定めることについては、異議がない。

記

我が国の宇宙開発は、内外における宇宙開発の現状、今後の見通し等を踏まえ、次により総合的かつ計画的に推進することとし、関係各界の総力を挙げて、これに取り組むこととする。

- 1 開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和56年3月18日決定）に基づいて行う。
- 2 開発体制については、宇宙開発委員会における重要施策の企画調整の一層の推進を図る。また、関係各機関は、宇宙開発委員会の方針に沿って、その分担と役割に応じ相互の協力を緊密化しつつ研究及び開発を進

める。

- 3 開発を進めるに当たっては、進ちよく状況のは握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行うとともに、特に資金の効率的な運用に配慮する。その際、実験用静止通信衛星の打上げ結果を始めとするこれまでの開発経験を十分反映させるものとする。